

排水基準を定める省令の一部を改正する省令新旧対照表
排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

附則

附則

1（略）

1（略）

2 附則別表の上欄の項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場に係る排出水（窒素又は^{りん}が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）及びこれに流入する公共用水域に排出されるものに限る。）の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準は、平成三十年九月三十日までの間は、第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 附則別表の上欄の項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場に係る排出水（窒素又は^{りん}が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）及びこれに流入する公共用水域に排出されるものに限る。）の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準は、平成二十五年九月三十日までの間は、第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

3～6（略）

3～6（略）

附則別表

附則別表

項目	業種	許容限度
窒素含有量 （単位 一リットルにつきミリグラム）	天然ガス鉱業	一六〇（日 間平均一五〇）
	畜産農業（令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	一七〇（日 間平均一四〇）

項目	業種	許容限度
窒素含有量 （単位 一リットルにつきミリグラム）	天然ガス鉱業	一六〇（日 間平均一五〇）
	畜産農業（令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	一九〇（日 間平均一五〇）

備考 1～5(略)	磷含有量 (単位 リットルに つきミリグラム)	酸化コバルト製造業	四〇〇(日 間平均二 〇)
		バナジウム化合物製造業及びモ リブデン化合物製造業(バナジ ウム化合物又はモリブデン化合 物の塩析工程を有するものに限 る。)	四二五〇(日 間平均三 五〇〇)
備考 1～5(略)	磷含有量 (単位 リットルに つきミリグラム)	酸化コバルト製造業	五五〇(日 間平均三〇 〇)
		バナジウム化合物製造業及びモ リブデン化合物製造業(バナジ ウム化合物又はモリブデン化合 物の塩析工程を有するものに限 る。)	五〇〇〇(日 間平均三 八五〇)
備考 1～5(略)	磷含有量 (単位 リットルに つきミリグラム)	畜産農業(令別表第一第一号の ニイに掲げる施設を有するもの に限る。)	二五(日間 平均二〇)
		磷化合物製造業(縮合磷酸塩製 造工程を有するものに限る。)	四〇(日間 平均一〇)
備考 1～5(略)	磷含有量 (単位 リットルに つきミリグラム)	畜産農業(令別表第一第一号の ニイに掲げる施設を有するもの に限る。)	三〇(日間 平均二四)
		磷化合物製造業(縮合磷酸塩製 造工程を有するものに限る。)	四〇(日間 平均一〇)